別記様式（第11条関係）

表面

第　　号

原子力損害賠償支援機構法第65条第２項の規定による立入検査証

職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

写真

主務大臣　　印

（押出スタンプ割印）

裏面

原子力損害賠償支援機構法抜粋

第65条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第75条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二　第65条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ７とすること。

省　令

○総務省令第百十七号

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十七の二の項から七十七の七の項までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月十日

総務大臣　片山　善博

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第八十二項第十二号中「確定拠出年金法」の下に「（平成十三年法律第八十八号）」を加える。

第一条中第百二十九項を第百三十四項とし、第八十五項から第百二十八項までを五項ずつ繰り下げ、第八十四項中「七十七の二の項」を「七十七の七の項」に改め、同項を第八十九項とし、第八十三項の次に次の五項を加える。

84　法別表第一の七十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　年金である給付又は一時金に係る権利の裁定の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　年金である給付若しくは一時金に係る権利についての裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

三　年金である給付若しくは一時金を受ける権利に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

四　年金である給付又は一時金を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

五　年金である給付又は一時金に係る権利の裁定の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する厚生年金保険法第百五十九条第六項の規定による同法第百三十条第五項の情報の収集、整理又は分析であって厚生年金基金に対して当該情報（法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）を除く。）を提供するために行うもの

六　年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答のために必要となるその請求を行う者に関する厚生年金保険法第百五十九条第六項の規定による同法第百三十条第五項の情報の収集、整理又は分析であって厚生年金基金に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

七　年金である給付若しくは一時金を受ける権利に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査のために必要となるその届出を行う者に関する厚生年金保険法第百五十九条第六項の規定による同法第百三十条第五項の情報の収集、整理又は分析であって厚生年金基金に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

八　年金である給付又は一時金を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する厚生年金保険法第百五十九条第六項の規定による同法第百三十条第五項の情報の収集、整理又は分析であって厚生年金基金に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

85

法別表第一の七十七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　年金である給付又は一時金に係る権利の裁定の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

三　年金である給付若しくは一時金を受ける権利に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

四　年金である給付又は一時金を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

五　年金である給付又は一時金に係る権利の裁定の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する確定給付企業年金法第九十三条の二第二項第三号に掲げる業務として行う同法第九十三条の情報の収集、整理又は分析であって確定給付企業年金を実施する事業主又は企業年金基金に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

六　年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答のために必要となるその請求を行う者に関する確定給付企業年金法第九十三条の二第二項第三号に掲げる業務として行う同法第九十三条の情報の収集、整理又は分析であって確定給付企業年金を実施する事業主又は企業年金基金に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

七　年金である給付若しくは一時金を受ける権利に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査のために必要となるその届出を行う者に関する確定給付企業年金法第九十三条の二第二項第三号に掲げる業務として行う同法第九十三条の情報の収集、整理又は分析であって確定給付企業年金を実施する事業主又は企業年金基金に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

八　年金である給付又は一時金を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する確定給付企業年金法第九十三条の二第二項第三号に掲げる業務として行う同法第九十三条の情報の収集、整理又は分析であって確定給付企業年金を実施する事業主又は企業年金基金に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

86

法別表第一の七十七の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　年金である給付又は一時金に係る権利の裁定の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する確定拠出年金法第四十八条の三の規定による同法第四十八条の二の情報の収集、整理又は分析であって企業型年金を実施する事業主に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの